平成24年 第2回 4月(臨時)中間 市議会会議録(第1日)

平成24年4月9日(月曜日)

議事日程(第1号)

平成24年4月9日 午前10時00分開会

日程第 1 会期の決定

日程第 2 選挙第1号 議長の選挙

※追加

日程第 3 議席の変更の件

※追加

日程第 4 議員提出議案 中間市議会委員会条例の一部を改正する条例 第 2 号

※追加

日程第 5 中間市立病院を考える特別委員会の定数変更の件

※追加

日程第 6 常任委員の所属変更の件

※追加

日程第 7 常任委員の補欠選任の件

※追加

日程第 8 議会運営委員の補欠選任の件

※追加

日程第 9 特別委員の補欠選任の件

日程第 10 選挙第2号 中間市行橋市競艇組合議会議員の選挙

日程第 11 同意案第2号 監査委員の選任について

(日程第11 提案理由説明・質疑・討論・採決)

日程第 12 承認第1号 専決処分を報告し、承認を求めることについて

日程第 13 承認第2号 専決処分を報告し、承認を求めることについて

日程第 14 承認第3号 専決処分を報告し、承認を求めることについて (日程第12~日程第14 提案理由説明・質疑・討論・採決)

日程第 15 第33号議案 中間市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一 部を改正する条例

(日程第15 提案理由説明・質疑・討論・採決)

日程第 16 会議録署名議員の指名

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員(19名)

1番	宮下	寛君	2番	青木	孝子君
3番	田口	澄雄君	4番	佐々オ	卜晴一君
5番	植本	種實君	6番	中野	勝寛君
7番	片岡	誠二君	8番	堀田	英雄君
9番	山本	慎悟君	10番	掛田る	るみ子君
11番	草場	満彦君	12番	中尾	淳子君
13番	安田	明美君	14番	藤本	利彦君
15番	原田	隆博君	16番	古野	嘉久君
17番	下川	俊秀君	18番	米満	一彦君
19番	井上	太一君			

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

説明のため出席した者の職氏名

市長	松下	俊男君	副市長	行徳	幸弘君
教育長	吉田	孝君	総務部長	白尾	啓介君
市民部長	成光	嘉明君	保健福祉部長	白橋	宏君
建設産業部長	後藤	哲治君	教育部長	松尾	壮吾君
上下水道局長	永野	博之君	市立病院事務長 …	三島	秀信君
消防長	安田为	光太郎君	総務課長	園田	孝君
企画政策課長	藤崎	幹彦君	財政課長	高橋	洋君
課税課長	山下	守君	介護保険課長	山本	信弘君
健康増進課長	濱田	孝弘君	土木管理課長	井手	和文君
教育総務課長	田中	英敏君	生涯学習課長	安永日	出男君
営業課長	久野	裕彦君	市立病院課長	芳野	文昭君
監查委員事務局長 .	• • • • • • • • •	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •		赤木	良一君

 事務局長
 小田
 清人君
 次
 長
 西村
 拓生君

 書
 記
 岡
 和訓君
 書
 記
 森
 研二君

午前10時00分開会

〇副議長(古野 嘉久君)

おはようございます。

ただいままでの出席議員は19名で定足数に達しております。

これより平成24年第2回中間市議会臨時会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

日程第1. 会期の決定

〇副議長(古野 嘉久君)

これより日程第1、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期臨時会の会期は、本日1日間といたしたいと思いますが、これ にご異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

〇副議長(古野 嘉久君)

ご異議なしと認めます。よって、今期臨時会の会期は1日間と決しました。

なお、本日の議案などの朗読は省略したいと思いますので、ご了承をお願いいたいします。

日程第2.選挙第1号

〇副議長(古野 嘉久君)

これより日程第2、選挙第1号議長の選挙を行います。 議場の閉鎖を命じます。

(議場閉鎖)

〇副議長(古野 嘉久君)

ただいまの出席議員は19人であります。 投票用紙を配付させます。

(投票用紙配付)

〇副議長(古野 嘉久君)

投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

〇副議長(古野 嘉久君)

配付漏れなしと認めます。 投票箱を改めさせます。

(投票箱点検)

〇副議長(古野 嘉久君)

異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票をお願いします。

(事務局長点呼・議員投票)

• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •				• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •
1番	宮下	寛議員		2番	青木	孝子議員
3番	田口 濯	登雄議員		4番	佐々木	、晴一議員
5番	安田 明	月美議員		7番	植本	種實議員
8番	掛田るみ	子議員		9番	草場	満彦議員
10番	中尾 消	淳子議員	1	1番	山本	慎悟議員
12番	堀田 英	芒雄議員	1	3番	中野	勝寛議員
14番	藤本	川彦議員	1	5番	原田	隆博議員
16番	片岡 訪	成二議員	1	7番	下川	俊秀議員
18番	米満 -	一彦議員	1	9番	井上	太一議員
6番	古野 嘉	喜久議員				

〇副議長(古野 嘉久君)

投票漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

〇副議長(古野 嘉久君)

投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。 議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

〇副議長(古野 嘉久君)

開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に植本種實君及び中野勝寛君を指名いたします。よって、両君の立ち会いをお願いします。

(開票)

〇副議長(古野 嘉久君)

選挙の結果を報告いたします。投票総数19票、これは先ほどの出席議員数に符号しております。そのうち。有効投票16票、無効投票3票です。有効投票中、片岡誠二君13票、宮下寛君3票、白票3票で、以上19票でいいわけでしょ。投票総数19票でございますので、以上ご報告申し上げます。いいですね。済みません。よって、この選挙は法定得票数5票であり、よって、片岡誠二君が議長に当選されました。

再確認いたします。済みません。出席議員数19名、投票総数19票です。有効投票 16票、片岡誠二君13票、宮下寛君3票。よって、片岡誠二君が議長に当選されました。 ただいま議長に当選されました片岡誠二君が議場におられますので、本席から、会議規 則第32条第2項の規定により告知をいたします。

本人の発言を求めます。片岡誠二君。ごあいさつをお願いいたします。

〇議長(片岡 誠二君)

ただいまの議長選挙におきまして、多くの議員の方々のご投票をいただき、このたび第22代中間市議会議長に当選をさせていただきましたことを、まずもって心より厚く御礼を申し上げます。

若輩の身でありながら伝統ある議長職につくことができますことを身に余る光栄であるとともに、またそれ以上に、大変身の引き締まる思いでございます。もとより浅学非才の身ではございますけれども、市勢発展のために市議会の持てる力を十分発揮できますよう、全力で取り組んでまいる所存でございますので、どうか今後とも議員各位のご指導とお力添えを賜りますよう、心よりお願い申し上げまして、簡単ではございますが、議長就任のごあいさつにかえさせていただきます。

〇副議長(古野 嘉久君)

片岡誠二議長、議長席にお着き願います。

(副議長退席、議長着席)

〇議長(片岡 誠二君)

この際、議事の都合によりまして、10時30分まで暫時休憩といたします。

午前10時12分休憩

.....

〇議長(片岡 誠二君)

議会運営委員の皆さんに申し上げます。直ちに議会運営委員会を招集しますので、第 1委員会室に集合してください。

.....

午前10時28分再開

〇議長(片岡 誠二君)

休憩前に引き続き、会議を開きます。

追加日程第3.議席の変更の件

○議長(片岡 誠二君)

これより日程第3、議席の変更の件を日程に追加したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

〇議長(片岡 誠二君)

ご異議なしと認めます。よって、議席の変更の件を日程に追加し、議題とすることに決

しました。

日程第3、議席の変更の件を議題といたします。

議席の指定に関連し、議席を変更いたしたいと思います。

その議席番号及び氏名を職員に朗読させます。

〇局長(小田 清人君)

1番、宮下議員、2番、青木議員、3番、田口議員、4番、佐々木議員、5番、植本議員、6番、中野議員、7番、片岡議員、8番、堀田議員、9番、山本議員、10番、掛田議員、11番、草場議員、12番、中尾議員、13番、安田議員、14番、藤本議員、15番、原田議員、16番、古野議員、17番、下川議員、18番、米満議員、19番、井上議員。

〇議長(片岡 誠二君)

お諮りいたします。ただいま朗読したとおり議席を変更することにご異議ありませんか。 (「異議なし」の声あり)

〇議長(片岡 誠二君)

ご異議なしと認めます。よって、ただいま朗読したとおり、議席を変更することに決しました。

この際、暫時休憩いたします。

〇議長(片岡 誠二君)

休憩前に引き続き、会議を開きます。

引き続きまして、次の日程に入ります前にお諮りいたします。議長は中間市立病院を考える特別委員会の委員を辞任することにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。 (「異議なし」の声あり)

〇議長(片岡 誠二君)

ご異議なしと認め、議長は、中間市立病院を考える特別委員会の委員を辞任することに決しました。

追加日程第4. 議員提出議案第2号

〇議長(片岡 誠二君)

次に、日程第4、議員提出議案第2号中間市議会委員会条例の一部を改正する条例を日程に追加したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって、議員提出議案第2号中間市議会委員会条例の一部を改 正する条例を日程に追加し、議題とすることに決しました。

日程第4、議員提出議案第2号中間市議会委員会条例の一部を改正する条例を議題とい たします。

お諮りいたします。本案については、提案理由の説明を省略することにしたいと思いま すが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(片岡 誠二君)

ご異議なしと認めます。よって、本案については、提案理由の説明を省略することに決 しました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

〇議長(片岡 誠二君)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議員提出議案第2号については、委 員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

〇議長(片岡 誠二君)

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

〇議長(片岡 誠二君)

討論なしと認めます。

これより議員提出議案第2号中間市議会委員会条例の一部を改正する条例を起立により 採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立)

〇議長(片岡 誠二君)

全員起立であります。よって、議員提出議案第2号は原案のとおり可決されました。

追加日程第5. 中間市立病院を考える特別委員会の定数変更の件

〇議長(片岡 誠二君)

次に、日程第5、中間市立病院を考える特別委員会の定数変更の件を日程に追加したい と思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって、中間市立病院を考える特別委員会の定数変更の件を日程に追加し、議題とすることに決しました。

日程第5、中間市立病院を考える特別委員会の定数変更の件を議題といたします。

お諮りいたします。会派構成の変更に伴い、中間市立病院を考える特別委員会委員の定数を7人から9人に変更したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

〇議長(片岡 誠二君)

ご異議なしと認めます。よって、中間市立病院を考える特別委員会の定数を7人から9人に変更することに決しました。

追加日程第6. 常任委員の所属変更の件

〇議長(片岡 誠二君)

次に、日程第6、常任委員の所属変更の件を日程に追加したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

〇議長(片岡 誠二君)

ご異議なしと認めます。よって、常任委員の所属変更の件を日程に追加し、議題とする ことに決しました。

日程第6、常任委員の所属変更の件を議題といたします。

ただいま市民厚生委員の草場満彦君から、産業消防委員に委員会の所属を変更されたい旨の申し出があります。

委員会条例第7条第2項の規定により、議長において、委員会の所属を申し出のとおり変更いたします。

追加日程第7. 常任委員の補欠選任の件

〇議長(片岡 誠二君)

次に、日程第7、常任委員の補欠選任の件を日程に追加したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(片岡 誠二君)

ご異議なしと認めます。よって、常任委員の補欠選任の件を日程に追加し、議題とすることに決しました。

日程第7、常任委員の補欠選任の件を議題といたします。

常任委員の補欠選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、井上太一君を 市民厚生委員に指名したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

〇議長(片岡 誠二君)

ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました井上太一君を市民厚生委員 に選任することに決しました。

この際、暫時休憩といたします。

午前10時34分休憩

.....

〇議長(片岡 誠二君)

この休憩時間中に各常任委員会の正副委員長の互選を行うための委員会を招集いたします。まず市民厚生委員会、そして産業消防委員会の順で開催の上、その結果をご報告願います。

.....

午前10時44分再開

〇議長(片岡 誠二君)

休憩前に引き続き、会議を開きます。

この際、次の日程に入ります前に、ただいまの休憩中に開催の各常任委員会における正副委員長の互選の結果を報告いたします。

市民厚生委員長に安田明美さん、産業消防委員長に草場満彦君、また市民厚生副委員長に青木孝子さんが、当選されました。

追加日程第8. 議会運営委員の補欠選任の件

〇議長(片岡 誠二君)

次に、日程第8、議会運営委員の補欠選任の件を日程に追加したいと思います。 これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

〇議長(片岡 誠二君)

ご異議なしと認めます。よって、議会運営委員の補欠選任の件を日程に追加し、議題と することに決しました。

日程第8、議会運営委員の補欠選任の件を議題といたします。

議会運営委員の補欠選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、宮下寛君、 草場満彦君及び藤本利彦君を指名したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

〇議長(片岡 誠二君)

ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました宮下寛君、草場満彦君及び 藤本利彦君を選任することに決しました。

追加日程第9. 特別委員の補欠選任の件

〇議長(片岡 誠二君)

次に、日程第9、特別委員の補欠選任の件を日程に追加したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

〇議長(片岡 誠二君)

ご異議なしと認めます。よって、特別委員の補欠選任の件を日程に追加し、議題とする ことに決しました。

これより日程第9、特別委員の補欠選任の件を議題といたします。

お諮りいたします。特別委員の補欠選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、行財政改革特別委員に中尾淳子さん、井上太一君、中間市立病院を考える特別委員に田口澄雄君、藤本利彦君及び井上太一君を指名したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

〇議長(片岡 誠二君)

ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました諸君を行財政改革特別委員 及び中間市立病院を考える特別委員に選任することに決しました。

この際、暫時休憩といたします。

午前10時46分休憩

〇議長(片岡 誠二君)

中間市立病院を考える特別委員会の委員の皆さんに申し上げます。直ちに特別委員会を 開催いたしますので、第1委員会室に集合してください。

.....

午前10時52分再開

〇議長(片岡 誠二君)

休憩前に引き続き、会議を開きます。

この際、次の日程に入ります前に、ただいまの休憩中に開催された中間市立病院を考える特別委員会における委員長の互選の結果を報告いたします。

委員長に下川俊秀君が当選されました。

日程第10. 選挙第2号

〇議長(片岡 誠二君)

次に、日程第10、選挙第2号中間市行橋市競艇組合議会議員の選挙について、議題と

いたします。

堀田英雄君、山本慎悟君の辞職に伴い、欠員となりました中間市行橋市競艇組合議会議員2名の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、 指名推選によりたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

〇議長(片岡 誠二君)

ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。 お諮りいたします。議長において指名することにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

〇議長(片岡 誠二君)

ご異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決しました。

中間市行橋市競艇組合議会議員に藤本利彦君、井上太一君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました諸君を中間市行橋市競艇組 合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

〇議長(片岡 誠二君)

ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました諸君が、中間市行橋市競艇 組合議会議員に当選されました。

日程第11. 同意案第2号

〇議長(片岡 誠二君)

次に、日程第11、同意案第2号を議題とし、提案理由の説明を求めます。松下市長。

〇市長(松下 俊男君)

同意案第2号監査委員の選任について、提案理由を申し上げます。

本市の議員選出の監査委員であります堀田英雄氏が、本年4月4日付で退任されました。 つきましては、後任といたしまして、行政運営に関しすぐれた識見を有する者として、 議員のうちから井上太一氏を選任いたしたく、地方自治法196条第1項の規定により、 議会の同意を求めるものでございます。

ご同意のほど、よろしくお願いを申し上げます。

〇議長(片岡 誠二君)

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております、同意案第2号は、委員会の付託を 省略したいと思いますが、これにご異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

〇議長(片岡 誠二君)

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

〇議長(片岡 誠二君)

討論なしと認めます。

これより同意案第2号監査委員の選任についてを採決いたします。

この採決は、無記名投票をもって行います。

議場の閉鎖を命じます。

(議場閉鎖)

〇議長(片岡 誠二君)

ただいまの出席議員は17人であります。 投票用紙を配付させます。

(投票用紙配付)

〇議長(片岡 誠二君)

投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

〇議長(片岡 誠二君)

配付漏れなしと認めます。 投票箱を改めさせます。

(投票箱点検)

〇議長(片岡 誠二君)

異状なしと認めます。

念のため申し上げます。本件について同意することに賛成の諸君は賛成と、また、反対の諸君は反対と記載の上、点呼に応じて順次投票を願います。

なお、重ねて申し上げます。投票中、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、会議規則第70条第2項の規定により、否とみなします。

点呼を命じます。

(事務局長点呼・議員投票)

.....

1番 宮下 寛議員 2番 青木 孝子議員

3番	田口 澄雄議員	4番	佐々木晴一議員
5番	植本 種實議員	6番	中野 勝寛議員
8番	堀田 英雄議員	9番	山本 慎悟議員
10番	掛田るみ子議員	11番	草場 満彦議員
12番	中尾 淳子議員	13番	安田 明美議員
14番	藤本 利彦議員	15番	原田 隆博議員
16番	古野 嘉久議員	17番	下川 俊秀議員
18番	米満 一彦議員		

.....

〇議長(片岡 誠二君)

投票漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

〇議長(片岡 誠二君)

投票漏れなしと認めます。 投票を終了いたします。 議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

〇議長(片岡 誠二君)

開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に古野嘉久君及び堀田英雄君を指名いたします。よって、両名の立ち会いを願います。

(開票)

〇議長(片岡 誠二君)

投票の結果を報告いたします。投票総数17票、これは先ほどの出席議員数に符号しております。そのうち賛成10票、反対7票。以上のとおり賛成多数であります。よって、同意案第2号についてこれを同意することに決しました。

日程第12. 承認第1号

日程第13. 承認第2号

日程第14. 承認第3号

〇議長(片岡 誠二君)

次に、日程第12、承認第1号から日程第14、承認第3号までの専決処分3件を議題 といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。松下市長。

〇市長(松下 俊男君)

承認第1号から承認第3号までは、関連がございますので、一括して提案理由を申し上

げます。

本年3月31日に、地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律が公布されたことに伴いまして、中間市市税条例、中間市都市計画税条例及び中間市国民健康保険税条例の一部を改正する必要が生じましたが、施行日が4月1日でありましたことから、3月31日付で、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分といたしたものでございます。

改正の主な内容について、その概要をご説明申し上げます。

まず、市税条例の改正でございますが、1点目は、東日本大震災における被害者等の負担軽減のため、居住用財産の買い替えの特例等を延長するものでございます。

2点目の改正は、土地に係る固定資産税の負担調整措置を原則として3年間延長し、住宅用地の特例についても現行の制度を維持し、平成24年度及び平成25年度につきましては、負担水準を80%以上から90%以上に引き上げ、平成26年度に据え置き措置を廃止するものでございまです。

3点目の改正は、地価の下落による評価額の修正の特例措置を継続させるものでございます。

4点目の改正は、新築住宅及び認定長期優良住宅に係る固定資産税の減額措置を2年間 延長するものでございます。

次に、都市計画税条例の改正につきましては、地方税法の改正に伴い、本条例中に引用しております条文の整理を行うものでございます。

最後に、国民健康保険税の改正でございますが、東日本大震災に係る居住用財産の譲渡 期限を延長するものでございます。

ご審議の上、ご承認賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

〇議長(片岡 誠二君)

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

〇議長(片岡 誠二君)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております専決処分3件は、委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

〇議長(片岡 誠二君)

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これより専決処分3件を順次採決いたします。

議題のうち、まず承認第1号専決処分を報告し、承認を求めることについてを起立により採決いたします。

ただいま議題となっております承認第1号は、原案のとおり承認することに賛成の諸君 の起立を求めます。

(起立)

〇議長(片岡 誠二君)

全員起立であります。よって、承認第1号は、原案のとおり承認されました。

次に、承認第2号専決処分を報告し、承認を求めることについてを起立により採決いた します。

ただいま議題となっております承認第2号は、原案のとおり承認することに賛成の諸君 の起立を求めます。

(起立)

〇議長(片岡 誠二君)

全員起立であります。よって、承認第2号は原案のとおり承認されました。

次に、承認第3号専決処分を報告し、承認を求めることについてを起立により採決いた します。

ただいま議題となっております承認第3号は、原案のとおり承認することに賛成の諸君 の起立を求めます。

(起立)

〇議長(片岡 誠二君)

全員起立であります。よって、承認第3号は原案のとおり承認されました。

日程第15. 第33号議案

〇議長(片岡 誠二君)

次に、日程第15、第33号議案中間市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の 一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。松下市長。

〇市長(松下 俊男君)

第33号議案中間市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例 について、提案理由を申し上げます。

今回の条例改正は、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」及び「公益社団法 人及び公益財団法人の認定等に関する法律」の施行による「財団法人中間市文化振興財 団」及び「社団法人中間市シルバー人材センター」の公益法人化に伴うものでございます。 公益法人は、学術・技芸・慈善などの公益を行う法人として、明治29年に制度がスタートいたしましたが、100年以上公益法人制度の改革は行われておらず、今日において、民間非営利組織の法人格の取得や従来の公益法人の公益性の判断基準の不明確さなどのさまざまな問題が生じ、その解決を図るため、新公益法人制度が施行されることとなりました。

この新制度におきましては、公益法人の主務官庁制及び許可主義が廃止され、法人の設立と公益性の判断とが分離されております。具体的に申し上げますと、法人の設立につきましては、登記のみで一般社団法人・一般財団法人を設立することができることとされており、また公益性の判断につきましては、一般社団法人・一般財団法人のうち、学術・技芸・慈善などの公益目的事業を行うことを主たる目的としている法人は、申請することにより、公益社団法人・公益財団法人の認定を受けることができることとなっております。また、従来の財団法人や社団法人等におきましては、平成25年11月30日までに「一般社団法人・一般財団法人」または「公益社団法人・公益財団法人」に移行しなければならなくなり、その期間中に移行しない場合は、法人が解散したとみなされることとなっております。

この新公益法人制度を受け、「財団法人中間市文化振興財団」及び「社団法人中間市シルバー人材センター」が県知事の認可を受け、4月1日にそれぞれ「公益財団法人中間市文化振興財団」、「公益社団法人中間市シルバー人材センター」に、名称変更の登記がされましたことから、両団体の名称を引用している条例の改正を行うものでございます。

なお、改正条例の適用日につきましては、登記された日に合わせ、平成24年4月1日 からといたしております。

ご審議のほど、よろしくお願いを申し上げます。

〇議長(片岡 誠二君)

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

〇議長(片岡 誠二君)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております第33号議案は、委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

〇議長(片岡 誠二君)

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これより第33号議案中間市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例を起立により採決いたします。

本案については、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立)

〇議長(片岡 誠二君)

全員起立であります。よって、第33号議案は原案のとおり可決されました。

日程第16. 会議録署名議員の指名

〇議長(片岡 誠二君)

これより日程第16、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第76条の規定により、議長において、掛田るみ子 さん及び山本慎悟君を指名いたします。

〇議長(片岡 誠二君)

以上をもちまして、今期臨時会に付託されました案件はすべて議了いたしました。 よって、平成24年第2回中間市議会臨時会は、これにて閉会いたします。

午前11時10分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する

議 長 片 岡 誠 二

副議長 古野嘉久

議員 掛田 るみ子

議員山本慎悟